

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定科目県内医療機関に係る特定診療科目)</p> <p>第5条の2 条例第2条第5号の知事が別に定める特定診療科目は、<u>分べんを取り扱う産科又は産婦人科、内科（血液内科に係るものに限る。）</u>、<u>外科（心臓血管外科に係るものに限る。）</u>及び<u>放射線科（放射線治療に係るものに限る。）</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に貸付金を償還している者については、適用しない。</u></p>	<p>(特定科目県内医療機関に係る特定診療科目)</p> <p>第5条の2 条例第2条第5号の知事が別に定める特定診療科目は、分べんを取り扱う産科又は<u>産婦人科、内科（血液内科に係るものに限る。）</u>及び<u>放射線科（放射線治療に係るものに限る。）</u>とする。</p>